

(株)クールジャパン機構への出資 【令和3年度予算案：12,000百万円（23,000百万円）】

事業の内容

事業目的・概要

- 我が国の生活文化の特色を生かした魅力ある商品又は役務（例えば、コンテンツ、衣食住関連商品、サービス、先端テクノロジー、レジャー、地域産品、伝統産品、教育、観光等）は海外で高い評価を得ています。
- 他方、多くの企業は、リスクマネーの不足や事業の海外展開の足がかりとする海外拠点がない等といった理由から事業の海外展開等を通じた外需の獲得に十分至っていない状況です。
- このため、機構を通じたリスクマネー供給や助言等の支援を行い、民間事業者の海外展開等を促進することで、外需を取り込むとともに、海外における日本の魅力を高め（ブランド化）、我が国の経済成長に繋げるため、政府より機構に対し出資等を行うものです。

成果目標

- 2025年度までに、文化GDPを18兆円（GDP比3%程度）に拡大することを目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

<投資対象イメージ>

拠点となる空間の整備

<地域産品セレクトショップ(パリ)>

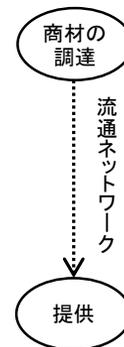
<エンタテイメント番組製作>



サプライチェーンの整備

<日本食材コールドチェーン>

<日系外食企業向け食材加工>



独立行政法人工業所有権情報・研修館運営費交付金

特許庁 工業所有権情報・研修館室
03-3593-0487

令和3年度予算案額 111.1億円（121.6億円）

事業の内容

事業目的・概要

- 独立行政法人工業所有権情報・研修館へ運営費交付金を交付し、（１）産業財産権情報の提供、（２）知的財産の権利取得・戦略的活用支援、（３）知的財産関連人材の育成に係る事業を実施します。
- なお、令和2年度より第5期中期目標期間となり、第4期中期目標期間の事業を維持しつつ、それぞれの企業の成長に合った総合的かつ効果的な支援の質の向上・量の拡大を図り、知的財産を活用した中小、ベンチャー企業等がイノベーションを創出し、事業拡大、収益向上を実現するための支援の強化を目指します。

成果目標

- 「知的財産推進計画2019」「令和元年度革新的事業活動に関する実行計画」等の政府方針を踏まえ、（１）産業財産権情報の提供、（２）知的財産の権利取得・戦略的活用支援、（３）知的財産関連人材の育成へ寄与することを目標とします。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

（１）産業財産権情報の提供

- 内外の最新の産業財産権情報を収集し、ユーザーにインターネットを利用して常時提供するとともに、その活用を支援。また、中小企業等に向けた情報提供の強化を図る。
- 工業所有権の保護に関するパリ条約に基づく「中央資料館」として、ユーザーに対して公報等の産業財産権情報を提供。
- 迅速かつ的確な審査の実現に不可欠な技術文献等の審査・審判関係資料の収集、管理を行うとともにユーザーに対する閲覧等のサービスを提供。

（２）知的財産の権利取得・戦略的活用支援

- 全国47都道府県に設置している「知財総合支援窓口」において、中小企業等が経営の中で抱えるアイデア段階から事業展開までの幅広い知的財産の課題解決を支援。
- 専門性の高い相談窓口として、「産業財産権相談窓口」、「営業秘密・知財戦略相談窓口」及び「海外展開知財支援窓口」を設置。出願・権利化手続等の相談対応、営業秘密管理と漏えい防止、海外展開における知財リスク低減や、中小企業等が目指すグローバル展開等を支援。
- 開放特許等の知財関連情報を提供するデータベースを整備・運用するとともに、研究開発プロジェクトや産学連携プロジェクト等に対して、専門人材を派遣し知財戦略策定や権利化・事業化を支援。
- 他の支援機関や自治体等と連携し、優れた技術を持つ地域未来牽引企業やスタートアップ・ベンチャー企業等への知財戦略策定など、専門家を活用した伴走型支援を実施。

（３）知的財産関連人材の育成

- 世界最高水準の審査等を担う特許庁職員や、先行技術調査を担う民間の調査業務実施者の研修を実施するとともに、特許庁と連携し、特許庁が有する専門的な知識、経験及びノウハウを提供すること等を通じて、知的財産関連人材の育成を推進。
- 幅広いユーザーニーズに即したきめ細やかな研修カリキュラムの開発と利活用を促進。

中小企業等海外出願・侵害対策支援事業

特許庁 普及支援課
03-3501-5878

令和3年度予算案額 6.0億円（7.4億円）

事業の内容

事業目的・概要

- 中小企業等の外国出願費用及び海外での知財侵害への対策費用を助成し、外国における中小企業等の権利取得及び権利行使の促進を図ります。
 - 外国出願費用（外国特許庁への出願手数料、翻訳費用、外国出願に要する国内代理人・現地代理人費用）を助成することにより、権利取得を促進します（①外国出願支援）。
 - 海外での模倣品に関する調査から模倣品業者に対する警告・行政摘発手続までの費用を補助することにより、模倣品対策を促進します（②模倣品対策支援）。
 - 海外で現地企業から知財侵害により訴えられた場合の弁護士への相談や訴訟準備・訴訟に係る費用を補助することにより、中小企業等の知財係争を支援します（③防衛型侵害対策支援）。
 - 冒認商標に対する異議申立や取消審判請求、訴訟等冒認商標の無効・取消係争に係る費用を補助することにより、中小企業等の海外展開を支援します（④冒認商標無効・取消係争支援）。
 - 海外で現地企業から訴訟を提起された場合等の訴訟に係る費用を担保する保険制度の保険料を補助することにより、中小企業等の知財係争を支援します（⑤海外知財訴訟保険）。

補助対象案件

- ① 外国出願支援については、先行技術調査等の結果から権利取得の可能性が否定されない出願であり、助成出願に関する権利を活用した事業展開を計画している等。
- ② 模倣品対策支援については、現地国で取得またはライセンス許諾を受けた権利に対し、模倣品が権利を侵害している可能性を示す証拠があること等。
- ③ 防衛型侵害対策支援については、警告状等知財侵害により訴えられた証拠があること等。
- ④ 冒認商標無効・取消係争支援については、冒認出願である証拠があること等。
- ⑤ 海外知財訴訟保険については、日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会の会員企業のうち、中小企業基本法で定める中小企業

成果目標

- ①外国出願支援については、助成した出願に関する外国知財取得率70%（審査結果判明分）を目指します。
- ②侵害対策支援については、警告や行政摘発を行いたいとする模倣品対策申請案件のうち、実施に至った支援件数が半数以上になることを目指します。
- ③海外知財訴訟保険については、加入件数125件を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

補助（定額）

補助（①1/2、②～④2/3、⑤1/2または1/3）

国

（独）日本貿易振興機構（JETRO）
都道府県中小企業支援センター等
日本商工会議所、全国商工会連合会
全国中小企業団体中央会

中小企業等

事業イメージ

- 外国出願助成を希望する中小企業等の出願案件をJETRO及び都道府県中小企業支援センター等が募集・選定し、支援対象案件を採択します。

①外国出願支援

補助率：1/2
補助金上限額：特許 150万円、実用新案・意匠・商標 60万円
冒認対策商標 30万円
※ 1企業あたり上限額300万円(複数案件の場合)
補助対象経費：
○外国特許庁への出願手数料、翻訳費用、
外国出願に要する国内代理人・現地代理人費用

- 海外で以下の侵害対策を検討する中小企業や地域団体商標権利者をJETROが募集し、支援対象案件を採択します。

②模倣品対策支援

補助率：2/3
補助金上限額：400万円
補助対象経費：
○模倣品の流通経路、製造元等の調査費
○警告状の作成費
○行政機関への取締申請に係る費用

③防衛型侵害対策支援

補助率：2/3
補助金上限額：500万円
補助対象経費
○弁護士への相談、訴訟準備、訴訟に係る費用

④冒認商標無効・取消係争支援

補助率：2/3
補助金上限額：500万円
補助対象経費：
○異議申立、無効・取消審判請求、訴訟に係る費用

- 商工会議所、商工会、全国中央会が会員中小企業を対象として保険募集を行い、支援対象案件を採択します。

⑤海外知財訴訟保険

補助率：1/2（2年目以降の更新の場合は、1/3）
補助対象経費：保険に加入する中小企業等の掛金
○弁護士費用、鑑定費用、訴訟に係る費用